

令和6年度建設副産物実態調査と リサイクルの質の向上に向けた動き

技術調査部 グループリーダー
松橋 宏明

1. 建設リサイクルについて

1. 1 建設リサイクルとは

1. 2 建設副産物とは

1. 3 建設リサイクルの実績

1. 4 建設リサイクル推進計画 2020

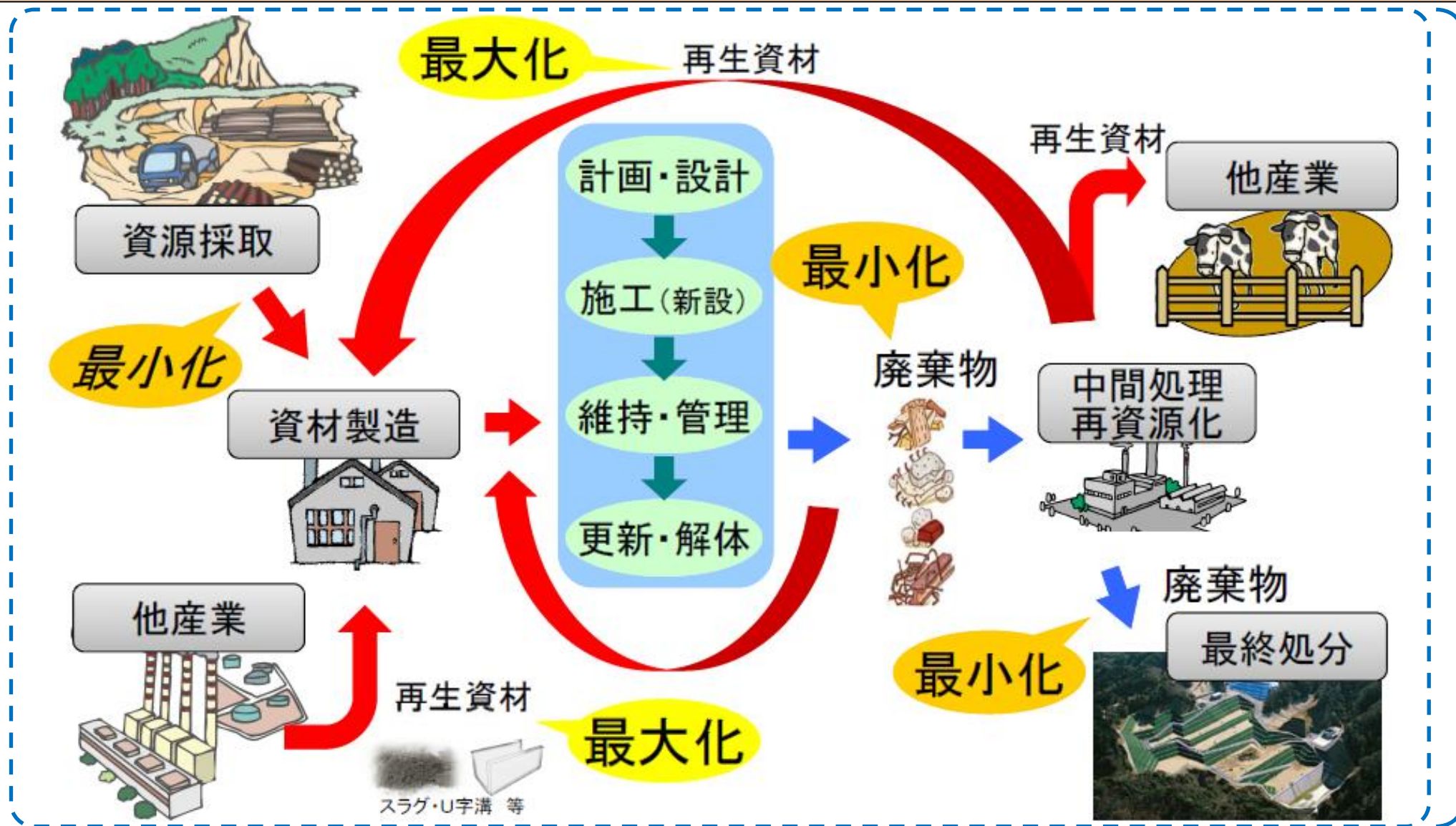
1. 5 建設リサイクルの「質」の向上に向けた動き

2. 令和6年度建設副産物実態調査

おわりに

1.1 建設リサイクルとは

■ 『建設リサイクル』とは、従来の建設副産物を対象とした取り組みの枠を越え、**他産業からの再生資源も含む「建設資源」**を対象にした**省資源・資源循環への取り組み**のこと。【建設リサイクル推進懇談会提言（H8.11）】



建設リサイクルの概念図

1.1 建設リサイクルとは

【なぜ、建設リサイクルが必要か】

資源の大量利用

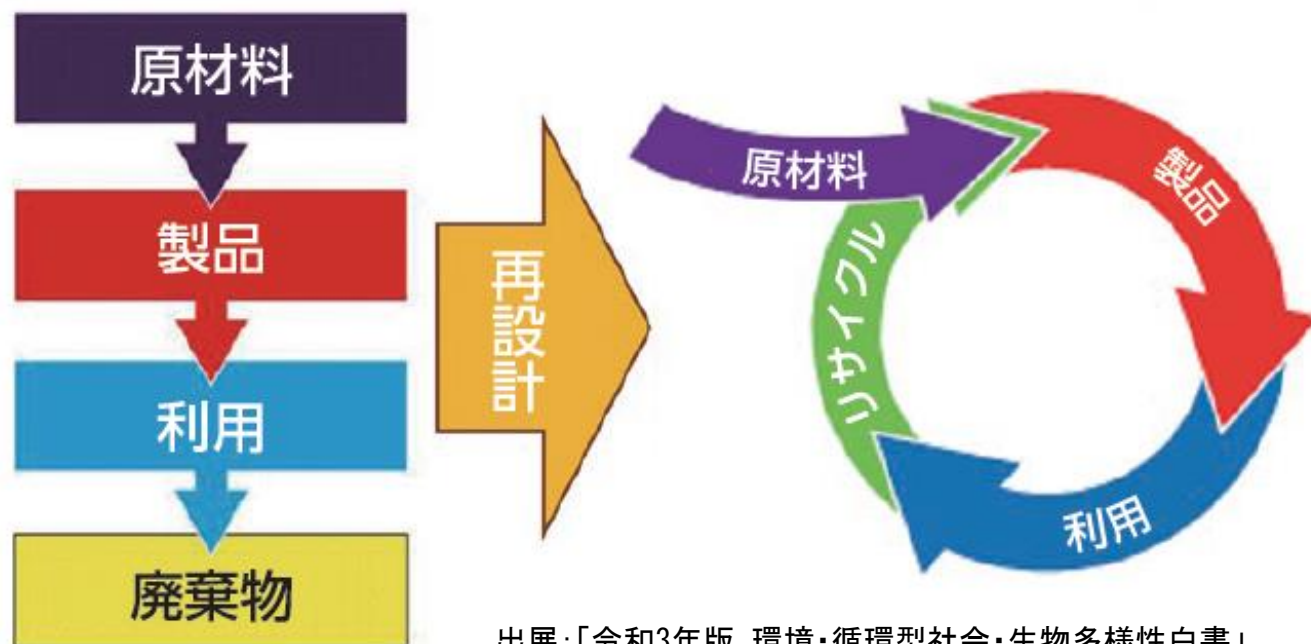
- 天然資源の枯渇
- 資源採取による自然破壊



副産物の大量発生

- 最終処分場の残余容量が逼迫
- 廃棄物の不法投棄・不適正処理

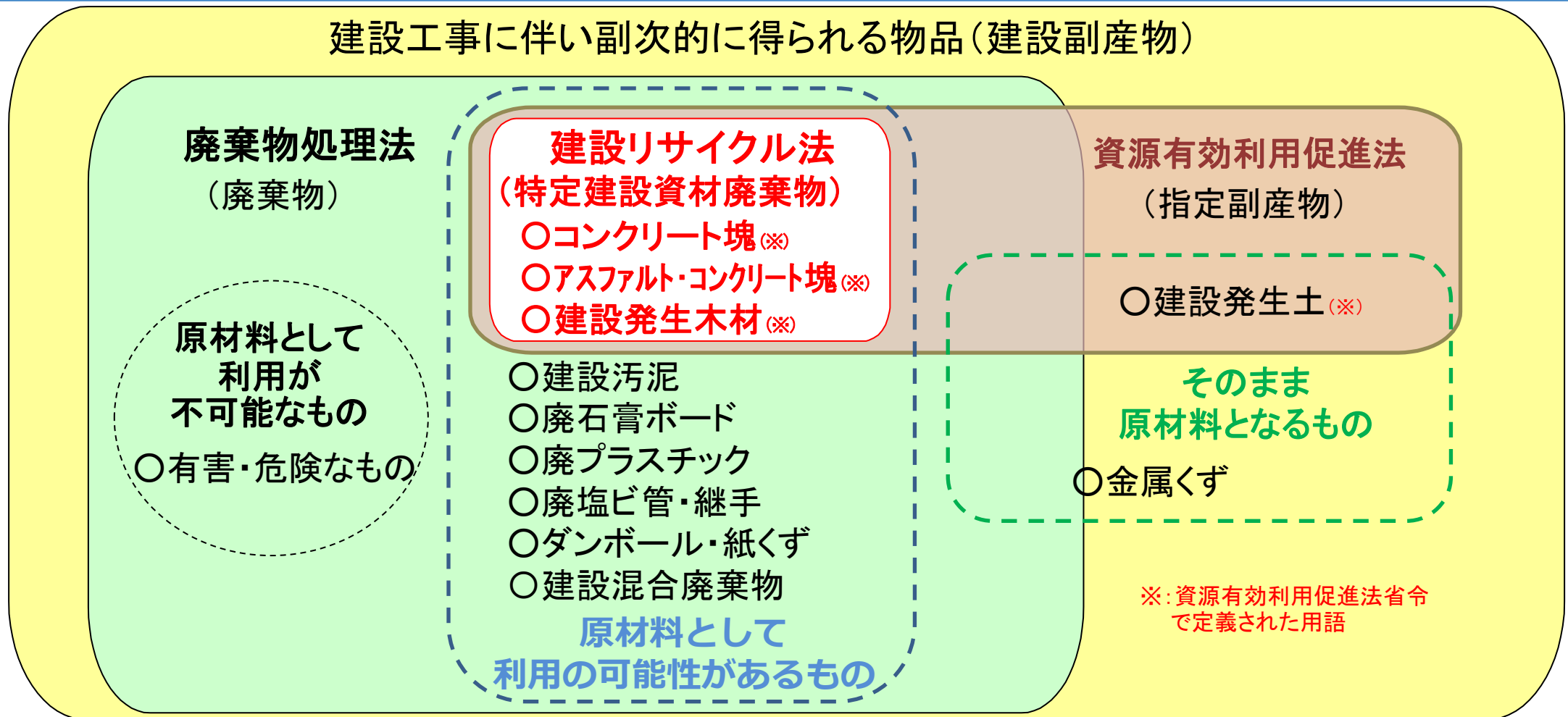
『リニアエコノミー』から『サーキュラーエコノミー』へ



出展:「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

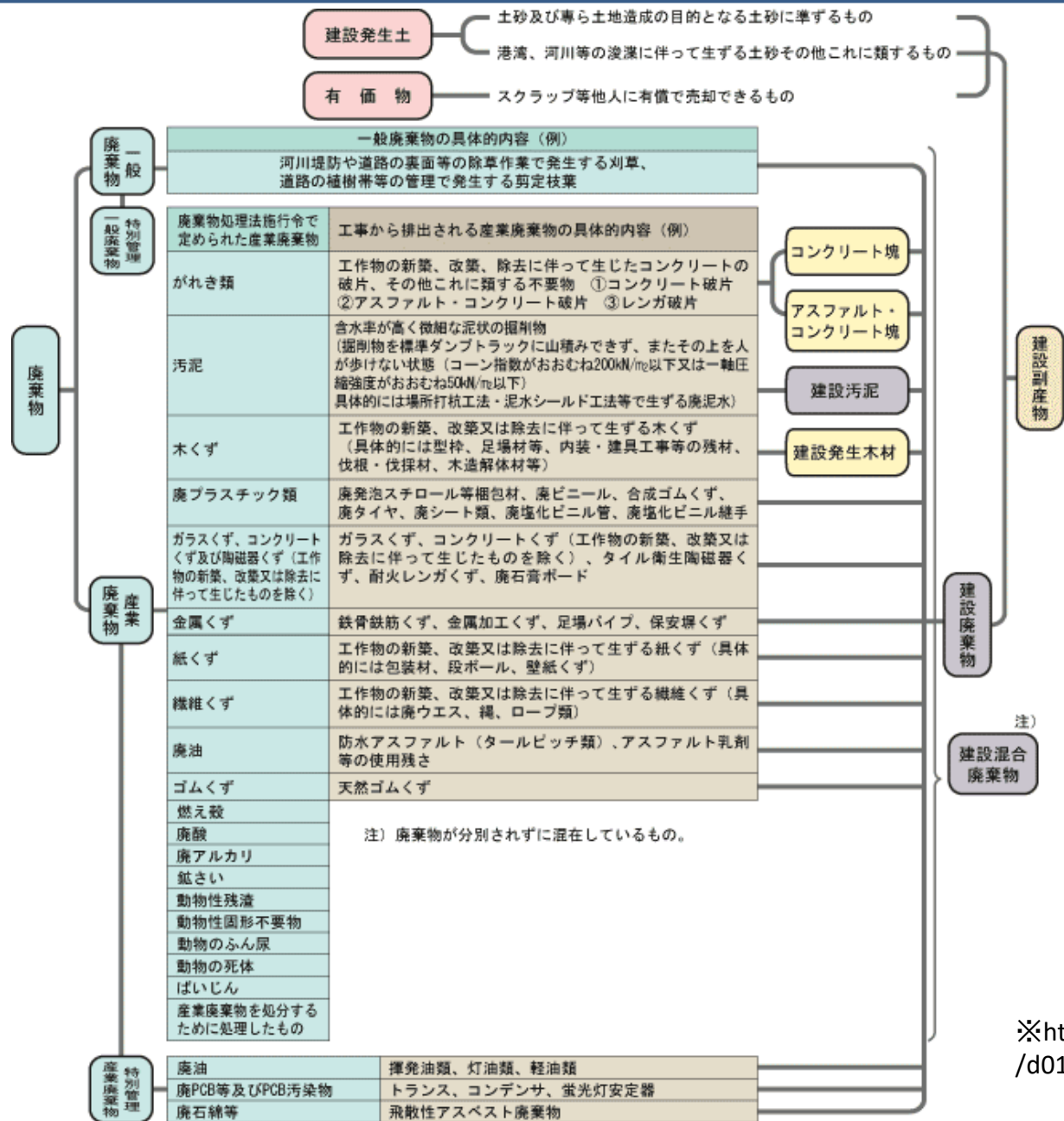
1.2 建設副産物とは

建設副産物：建設工事に伴い副次的に得られる物品の総称であり、**再生資源**及び**廃棄物**を含むもの。



注：廃棄物の名称は、通称を表示しており、廃棄物処理法で定義された名称とは異なる場合がある。

《参考》 建設副産物の分類

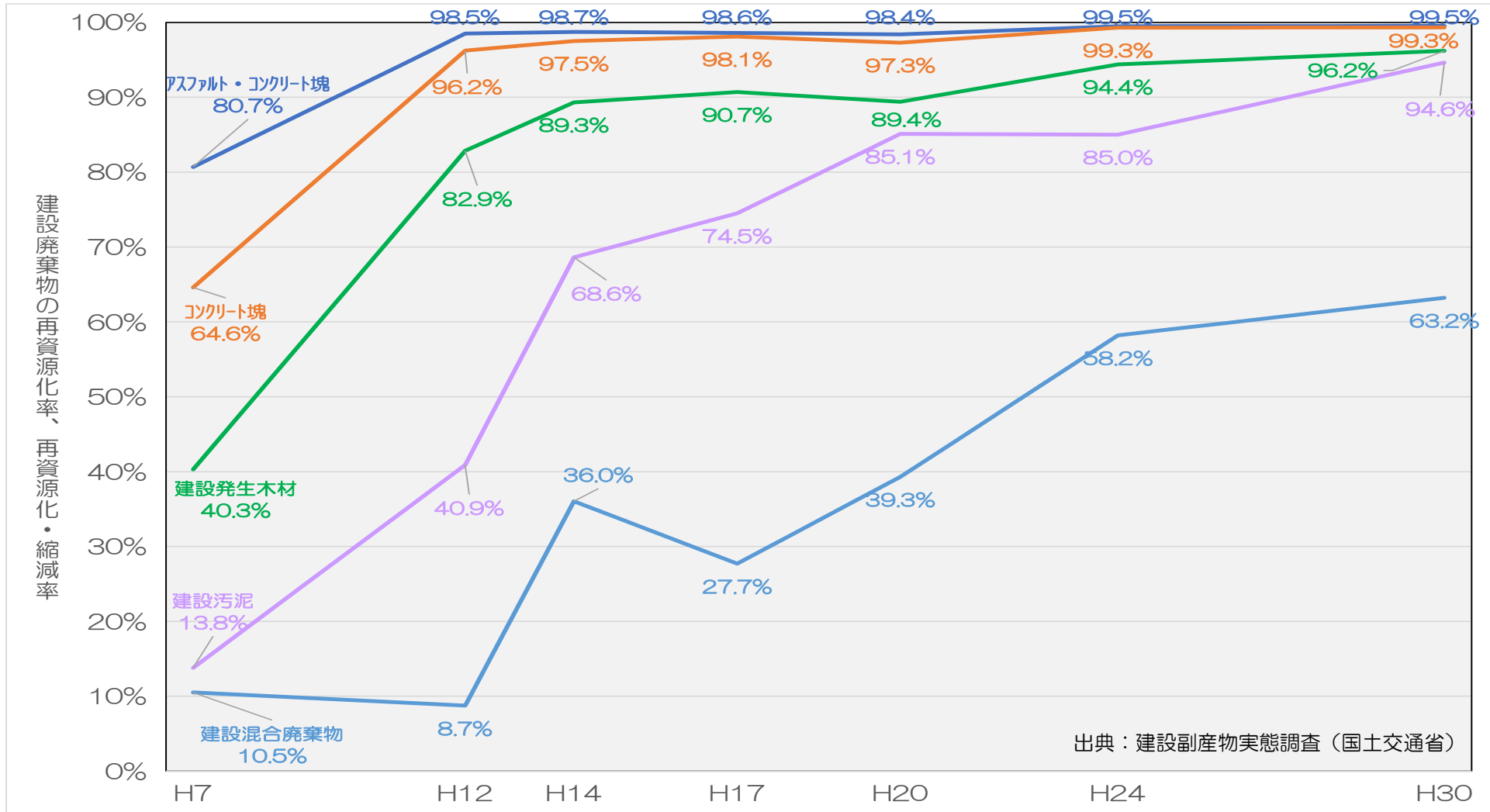


※https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d01about/d0101/page_010201byproduct.htm

1.3 建設リサイクルの実績

【品目別の再資源化・縮減率の推移】

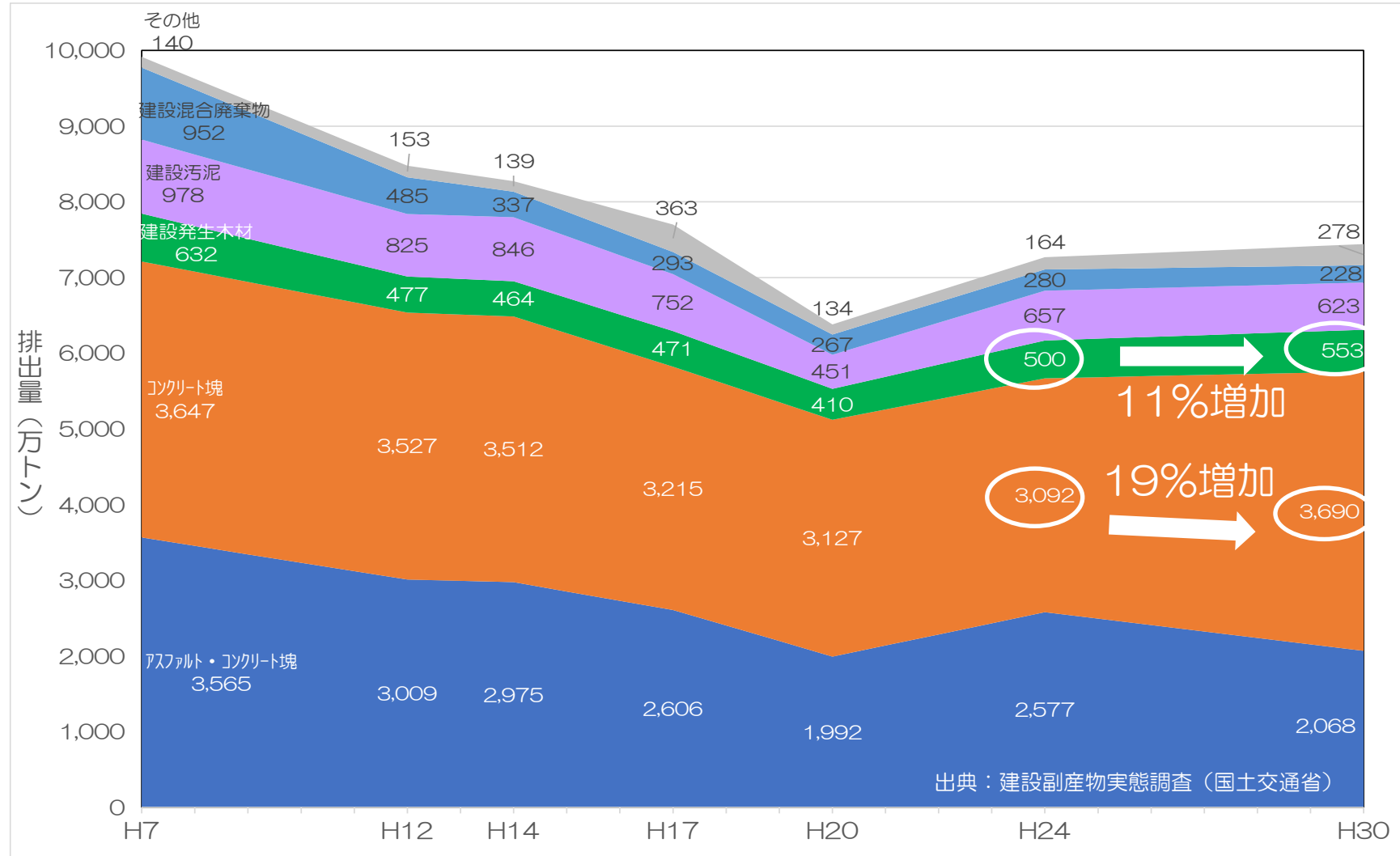
■建設リサイクル推進計画の策定等により、目標値を掲げ、関係する業界と一体となり、建設廃棄物の再資源化・縮減率などは着実に実施・上昇。



1.3 建設リサイクルの実績

【建設廃棄物品目別排出量の推移】

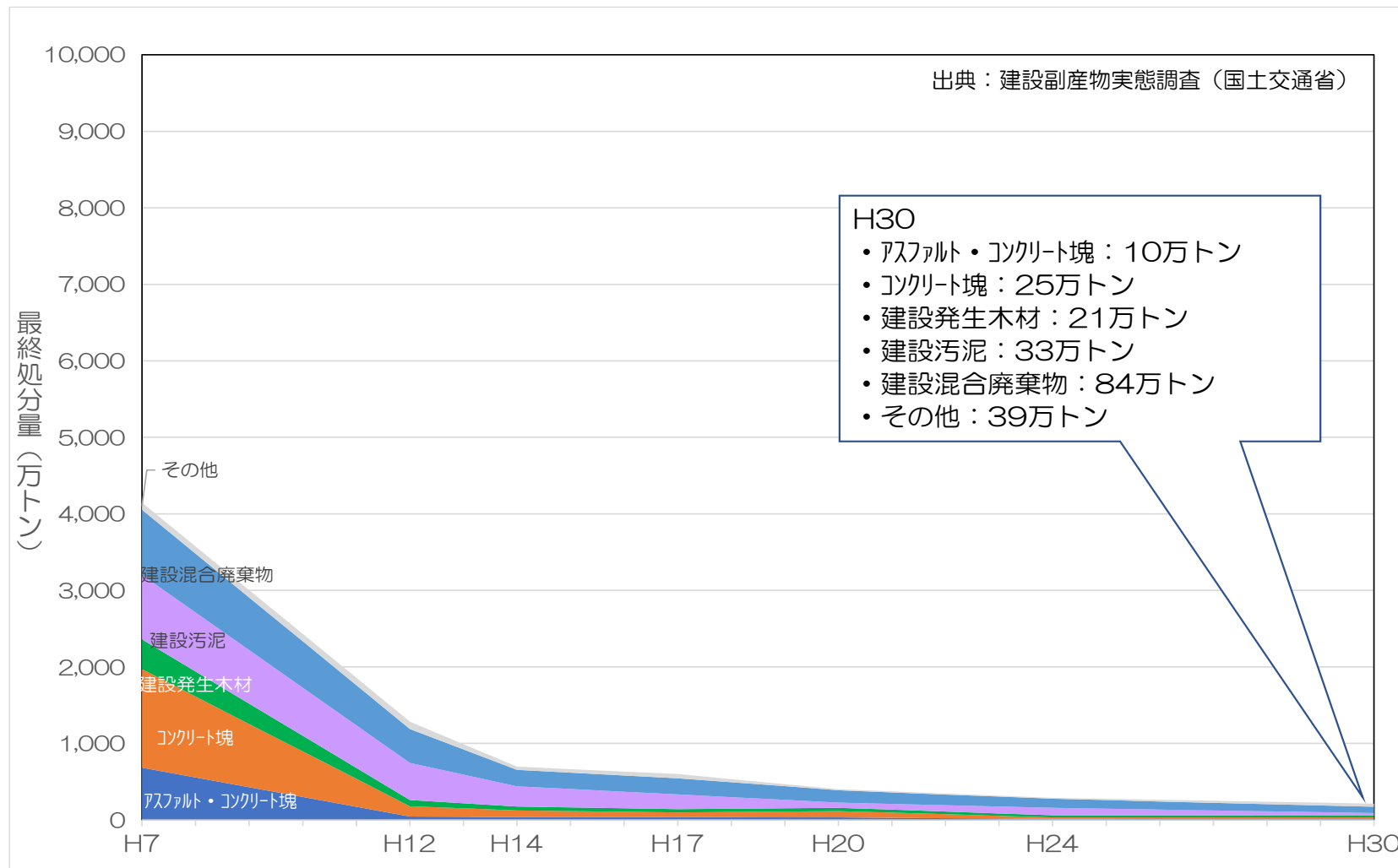
- 排出量を個別品目毎に見ると、H24からH30にかけてｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生木材が増加。
- 建設廃棄物全体としては微増（2%増）。



1.3 建設リサイクルの実績

【品目別最終処分量の推移】

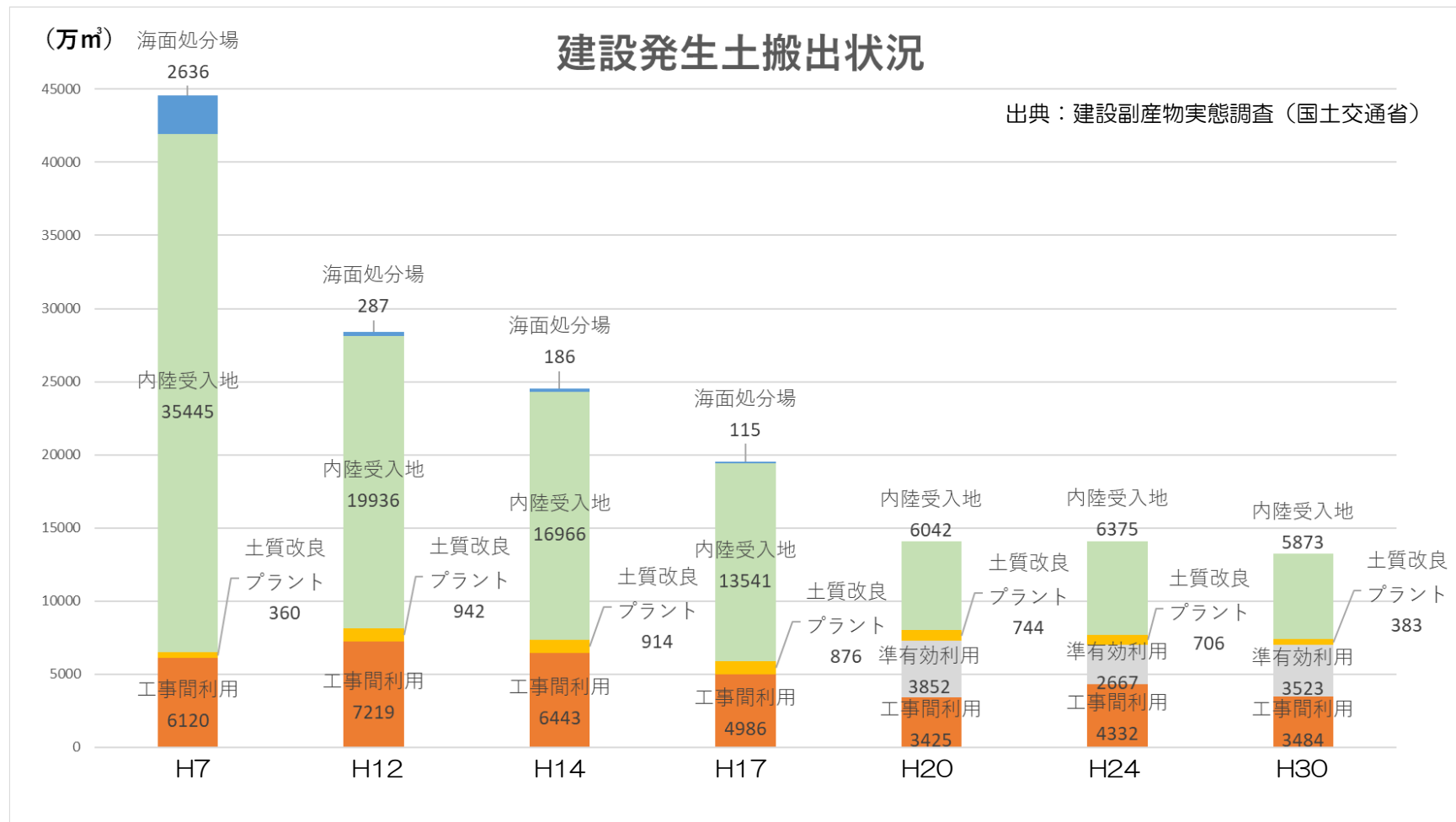
- 建設廃棄物由来の最終処分量は、おおむね減少傾向にある。
- 最終処分量の多くは、建設混合廃棄物が占めている状況である。



1.3 建設リサイクルの実績

【建設発生土の場外搬出量の推移】

- 建設副産物実態調査によると、平成7年度の調査開始時に約4.5億 m^3 排出されていた建設発生土は、平成30年度は1.3億 m^3 まで減少。
- そのうち、残土処分場などの内陸受入地での最終処分量は、約0.6億 m^3 。



1.4 建設リサイクル推進計画2020

【建設リサイクル推進計画の策定経緯】

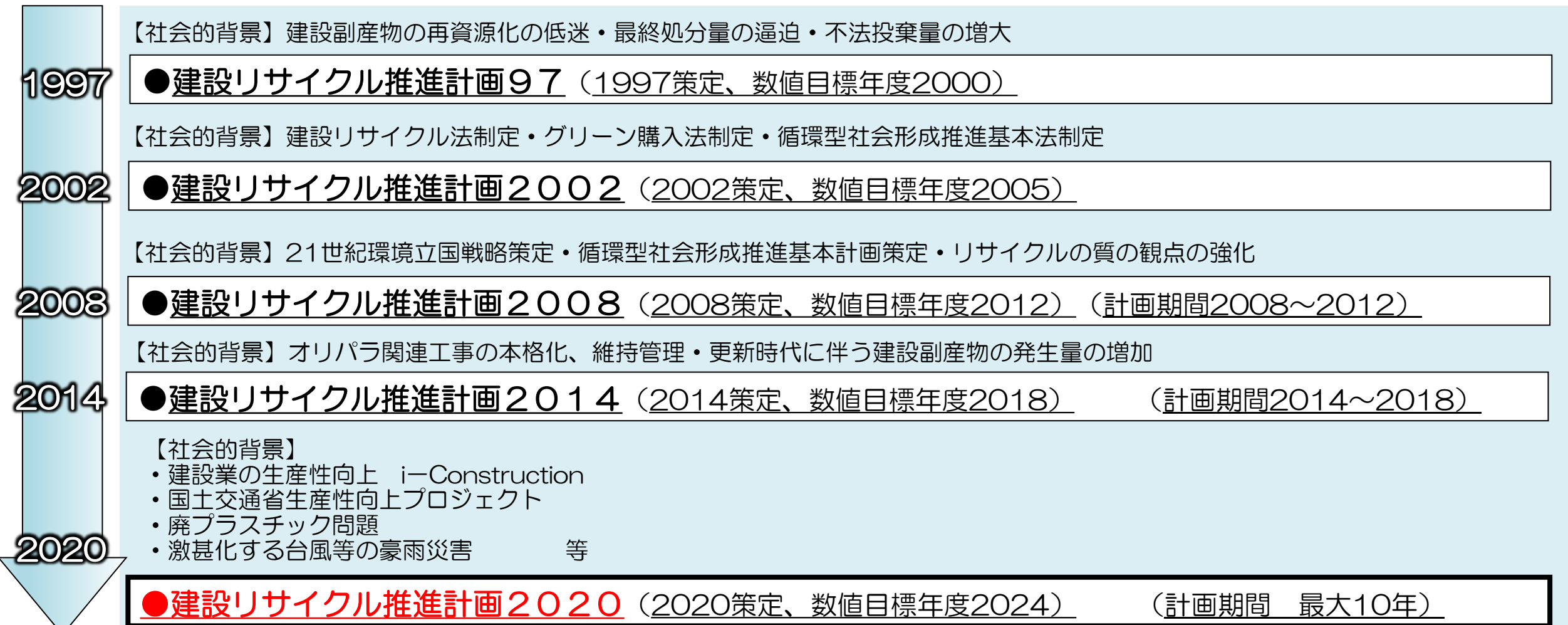
■循環型社会の形成に向けて、建設廃棄物の再資源化促進、建設廃棄物の不法投棄撲滅を図るため、これまで関係機関が連携して建設リサイクル推進施策に取り組んできた。

| | |
|-------|---|
| 平成 3年 | 再生資源利用促進法の制定（H12資源有効利用促進法に改正） |
| 平成 3年 | リサイクル原則化ルールの策定（H4・H14・H18改正） |
| 平成 5年 | 建設副産物適正処理推進要綱の策定（H10・H14改正） |
| 平成 9年 | 建設リサイクル推進計画97の策定 【1回目】 |
| 平成10年 | 建設リサイクルガイドラインの策定（H14改正） |
| 平成11年 | 建築解体リサイクルプログラムの策定 |
| 平成12年 | 建設リサイクル法の制定（H14施行）、グリーン購入法の制定 |
| 平成14年 | 建設リサイクル推進計画2002の策定 【2回目】 建設副産物適正処理推進要綱・建設リサイクルガイドライン・リサイクル原則化ルールの改正 |
| 平成15年 | 建設発生土等の有効活用に関する行動計画の策定 |
| 平成18年 | 建設汚泥の再生利用に関するガイドライン等の策定 |
| 平成20年 | 建設リサイクル推進計画2008の策定 【3回目】 建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について とりまとめ |
| 平成22年 | 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）策定 |
| 平成24年 | 廃石膏ボード現場分別解体マニュアルの策定 |
| 平成26年 | 建設リサイクル推進計画2014の策定 【4回目】 建設業法改正（解体工事業の新設）に伴う建設リサイクル法改正 |
| 平成29年 | 建設発生土の取扱いに関わる実務担当者のための参考資料策定 |
| 平成30年 | 建設発生土の官民有効利用マッチング運用マニュアル（案）策定（令和元年改正） |
| 令和 2年 | 建設リサイクル推進計画2020の策定 【5回目】 |
| 令和 4年 | 資源有効利用促進法の省令改正 |

1.4 建設リサイクル推進計画2020

【建設リサイクル推進計画の策定経緯】

- 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画として「建設リサイクル推進計画」を策定
- 過去、1997年、2002年、2008年、2014年、2020年の5回策定



1.4 建設リサイクル推進計画2020

【建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～】

- 国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする計画として「建設リサイクル推進計画」を策定
- これまで4回（1997、2002、2008、2014年）策定しており、今回、5回目となる「建設リサイクル推進計画2020～「質」を重視するリサイクルへ～」を策定

1. 計画2020のポイント

- ・維持・安定期に入ってきた建設副産物のリサイクルについて今後は「質」の向上が重要な視点
- ・建設副産物の再資源化率等に関する2024年度達成基準値を設定し、建設リサイクルを推進
- ・主要課題を3つの項目で整理し、取り組みの実施主体を明確化
- ・これまで本省と地方で分かれていた計画を統廃合

2. 計画期間・目標設定

- ・計画期間：最大10年間、必要に応じて見直し
- ・目標設定：2024年度を目標とし、今後5年間を目途に施策を推進

3. 主要課題

以下の3点を主要課題とし、取り組むべき施策についてとりまとめ

- ①建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献
- ②社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮
- ③建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

4. フォローアップ

- ・2～3年毎に、中間フォローアップを実施し結果等を踏まえ、推進計画の期間や方向性、施策について、必要に応じて一部見直し、大幅に見直す必要がある場合は次期推進計画を策定

1.4 建設リサイクル推進計画2020

【「建設リサイクル推進計画2020」達成基準値】

| 品目 | 指標 | 2018 目標値 | 2018 実績値 | 2024 達成基準 |
|----------------|----------|-------------|-------------|--------------|
| アスファルト・コンクリート塊 | 再資源化率 | 99%以上 | 99.5% | 99%以上 |
| コンクリート塊 | 再資源化率 | 99%以上 | 99.3% | 99%以上 |
| 建設発生木材 | 再資源化・縮減率 | 95%以上 | 96.2% | 97%以上 |
| 建設汚泥 | 再資源化・縮減率 | 90%以上 | 94.6% | 95%以上 |
| 建設混合廃棄物 | 排出率※1 | 3.5%以下 | 3.1% | 3.0%以下 |
| 建設廃棄物全体 | 再資源化・縮減率 | 96%以上 | 97.2% | 98%以上 |
| 建設発生土 | 有効利用率※2 | 80%以上 | 79.8% | 80%以上 |

(参考値)

| 品目 | 指標 | 2018 目標値 | 2018 実績値 | 2024 達成基準 |
|---------|----------|-------------|-------------|--------------|
| 建設混合廃棄物 | 再資源化・縮減率 | 60%以上 | 63.2% | — |

※1：全建設廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合

※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

1.4 建設リサイクル推進計画2020

【「建設リサイクル推進計画2020」主要施策】

| | |
|---|---|
| <p>(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献</p> <p>1 再生資材の利用促進</p> <p>○再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討 (継続、本省)</p> <p>○グリーン調達による再生資材の利用推進(継続、本省)</p> <p>○再生資材の品質基準及び保証方法の確立(継続、本省)</p> <p>○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進 (新規、本省及び各地方協議会)</p> <p>3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取組</p> <p>○建設混合廃棄物の現場分別の徹底(継続、本省)</p> <p>○廃石膏ボードの再生利用の促進(継続、本省)</p> | <p>2 優良な再資源化施設への搬出</p> <p>○再資源化・縮減率の高い優良施設への搬出促進 (継続、各地方協議会)</p> <p>○再資源化施設への搬出徹底(継続、本省)</p> <p>4 建設発生土の有効利用及び適正な取扱いの促進</p> <p>○建設発生土の需給動向の把握(継続、各地方協議会)</p> <p>○官民有効利用マッチングシステムの利用 (継続、本省及び各地方協議会)</p> <p>○建設発生土の不適切な取扱いへの対応 (継続、本省及び各地方協議会)</p> |
| <p>(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮</p> <p>1 再生資材の利用促進【再掲】</p> <p>5 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み</p> <p>○建設リサイクルガイドラインの改定(継続、本省)</p> <p>○リサイクル原則化ルールの改定(新規、本省)</p> <p>○社会資本の戦略的な維持管理・更新の推進(継続、本省)</p> <p>○住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進 (継続、本省)</p> <p>○官庁施設の長寿命化に向けた取組(継続、本省)</p> | <p>3 建設混合廃棄物等の再資源化のための取組【再掲】</p> <p>6 再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握</p> <p>○再生クラッシュランの利用状況・物流等の把握 (継続、各地方協議会)</p> <p>7 激甚化する災害への対応</p> <p>○災害発生時における廃棄物のリサイクルの推進 (継続、各地方協議会)</p> |
| <p>(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等</p> <p>8 建設副産物のモニタリングの強化</p> <p>○建設副産物に係る情報交換システムと電子マニフェストの連携(継続、本省)</p> <p>○建設副産物に係る情報交換システムの改善(継続、本省)</p> <p>○電子マニフェストの普及(継続、本省)</p> <p>9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用</p> <p>○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用 (新規、本省)</p> | <p>10 広報の強化(継続、広報推進会議)</p> <p>○建設廃棄物再生資材の有効利用に関する取り組み</p> <p>○建設発生土の有効利用に関する取り組み</p> <p>○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取り組み</p> <p>○関係者と連携した取り組み</p> <p>11 新技術活用促進</p> <p>○建設廃棄物のカスケード利用の促進(継続、本省)</p> <p>○NETISの活用(継続、本省)</p> <p>○試験研究に対する取り組み(継続、本省)</p> |

赤枠は、主要施策の内容として、リサイクルの「質」に関する記載があるもの

1.4 建設リサイクル推進計画2020

【「建設リサイクル推進計画2020」主要施策】《リサイクルの「質」に関する記載があるもの》

(1) 建設副産物の高い再資源化率の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

1. 再生資材の利用の促進

○再生資材の利用状況に関する新たな指標の検討

建設廃棄物の約95%は再生資材となっており、「廃棄物の再生」という観点では十分なレベルに到達している。一方で、リサイクルの質の向上においては、現時点では十分に把握できていない再生資材の利用状況等を適切に把握していくことが重要であり、その利用状況を表す新たな指標(再生資材利用率など)について導入検討を行う。

(2) 社会資本の維持管理・更新時代到来への配慮

5. 社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み

○住宅の長寿命化及び建築物等に係る履歴情報の整備の推進

引き続き住宅の長寿命化を推進し、長期優良住宅の普及を図る。また、質の高い建設リサイクルが推進されるよう、建築物等の履歴情報(設計情報、材料、資材製造者名等)の整備を引き続き促進し、効率的な維持管理等に資する。

(3) 建設リサイクル分野における生産性向上に資する対応等

10. 広報の強化

○関係者と連携した取り組み

関係者との連携強化を図り、建設業における廃プラスチックの現状把握、質の高い建設リサイクルに係る先進事例等の情報収集・発信、不法投棄や不適正処理抑制のための指導・監督の徹底、石綿含有成形板等やCCA処理木材、PCB廃棄物等の適正処理の周知・徹底等を行う。

1.5 建設リサイクルの「質」の向上に向けた動き

【第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会(2024.3.28)での議論】

- 「建設リサイクル推進計画2020(R2.9)」以降、初めて開催された「建設リサイクル推進施策検討小委員会(社会資本整備審議会環境部会、交通政策審議会交通体系分科会環境部会の合同小委員会)」では、『建設リサイクルの「質」の向上に向けた方向性と課題』として、「今後の議論の方向性」が投げかけられた。

今後の議論の方向性

社会情勢の変化を踏まえ、建設リサイクルの「質」をどう捉えるか。

1. カーボンニュートラル(CN)実現に向けて貢献する建設リサイクル

- 我が国における2021(R3)年度のCO₂排出量は約10億6,400万トン。
- 建設分野におけるリサイクルに関するCO₂は、産業部門や運輸部門等で発生しており、カーボンニュートラル実現のためには、これらの部門をターゲットにCO₂削減の取組を進める必要があるのではないか。

2. 循環経済の実現に向けて貢献する建設リサイクル

- 中央環境審議会循環型社会部会において、循環経済への移行を推進することが議論。
- 建設リサイクル分野においても、水平リサイクルなど、循環経済の実現に貢献する取組を推進する必要があるのではないか。

1.5 建設リサイクルの「質」の向上に向けた動き

【第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会(2024.3.28)での議論】

1. CN実現に向けた検討の方向性

資料：「第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料3」より加工

- CNに寄与する取組を「質の高いリサイクル」とする場合、各資材において、どのような取組を進めたら良いか。
- また、建設リサイクルの過程でのCO₂排出・吸収量をどのように把握・評価するか。

①コンクリート塊

- ・コンクリートは、その表面から二酸化炭素(CO₂)を吸収する性質を有する(中性化)。
- ・この性質から、コンクリート塊を破碎して再生材を製造する過程でも、CO₂を吸収していることが各種研究結果で指摘。
- ・細かく砕くほど表面積が増え、CO₂吸収量が増えるため、再生コンクリート骨材への再資源化は、CO₂吸収効果を より高め、CNへ貢献できるのではないか。



再生クラッシュラン



再生コンクリート骨材

<主な論点>

- 再生コンクリート骨材や再生砕石、新材の製造過程におけるCO₂排出・吸収量をどのように定量的に把握し、施策目標としていくか。

②アスファルトコンクリート(As)塊

- ・As塊の約1/4は、アスファルト成分が付着したまま、再生砕石として再資源化。
- ・再生As合材への再資源化率を高めることで、アスファルトを有効利用でき、CNへの貢献ができるのではないか。

<主な論点>

- 再生As合材を用いた場合のCO₂削減量をどのように定量的に把握し、施策目標としていくか。

③建設汚泥や建設発生土

- ・建設汚泥や建設発生土を大量に現場外へ搬出する工事では、それらの輸送に大量の費用とCO₂を排出。
- ・現場内利用等の促進による現場外搬出量の削減が、CO₂排出削減につながり、CNに貢献できるのではないか。

<主な論点>

- 現場内改良・利用を行う場合の課題の整理。
- CO₂排出・削減量をどのように定量的に把握するか。

1.5 建設リサイクルの「質」の向上に向けた動き

【第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会(2024.3.28)での議論】

2. 循環経済の実現に向けた検討の方向性

資料：「第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料3」より加工

- ストックを有効活用しながら付加価値を生み出す循環経済の実現には、使用済製品を原料に用いて同種の製品を製造する水平リサイクルが重要ではないか。
- 建設リサイクルにおいても、建設廃棄物を元の建設資材に再資源化することや、貴重な資源を最終処分せずに有効利用を進めることを「水平リサイクル」と捉えられるのではないか。

【循環経済とは】

○従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動。

【水平リサイクルとは】

○使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクル。

【建設リサイクルにおける水平リサイクル、循環経済】

- 例えば、コンクリート塊を再生コンクリート骨材として、また、アスファルト・コンクリート塊を再生アスファルト合材として再生利用するなど、建設廃棄物を元の建設資材に再生資源化することを「水平リサイクル」と捉えられるのではないか。
- また、貴重な資源である建設発生土や建設汚泥について、土質改良等より品質を高めて有効利用し、最終処分量を減らす取組も「水平リサイクル」と捉えられるのではないか。
- これらの水平リサイクルを通じて循環経済の実現に資する取組を、建設リサイクルの「質」の向上と言えないか。

1.5 建設リサイクルの「質」の向上に向けた動き

【第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会(2024.3.28)での議論】

2. 循環経済の実現に向けた検討の方向性

資料：「第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料3」より加工

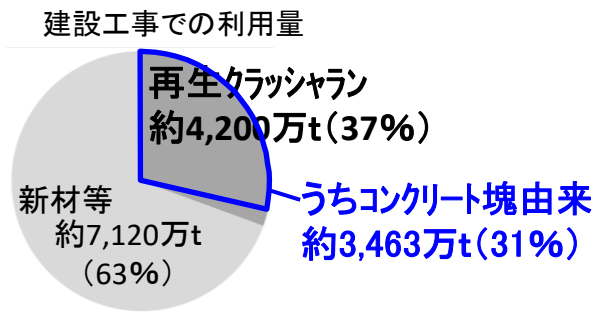
- 水平リサイクルなど循環経済の実現に寄与する取組を「質の高いリサイクル」とする場合、各資材において、どのような取組を進めたら良いか。
- また、水平リサイクルを進める上での課題や解決策の検討する上で留意点は何か。

①コンクリート塊

- ・コンクリート塊は、現状、約94%が再生クラッシュランに再資源化。クラッシュラン類利用量に占める再生クラッシュランの利用率も37%と、全国的に見ると需要過多。
- ・一方で、一部大都市圏では、再生クラッシュランの在庫が積み上がっているとの声もあり、再生クラッシュラン以外の再生用途の拡大が喫緊の課題。
- ・再生コンクリート骨材への活用は現状ほとんど無く、その利用拡大は、新材骨材の利用抑制の面から、循環経済の実現にとって重要。



再生クラッシュラン



<主な論点>

- 再生コンクリート骨材の品質面等での課題を踏まえ、どのように現場で導入を促進していくか。

②アスファルトコンクリート(As)塊

- ・As合材利用量に占める再生As合材の利用率は92%だが、新材も8%利用。また、再生As合材の製造過程でも、As用骨材(新材)等を48%利用。
- ・他方、廃As塊の23%は再生砕石として再資源化。

<主な論点>

- 廃As塊を全量、As合材用骨材として再生する際の課題と解決策を検討する際の留意点。

③建設発生木材

- ・建設発生木材の約6割は焼却されサーマルリサイクルされているが、木材は大気中のCO₂を吸収して成長しており、焼却処分でCO₂が発生しても、CNは実現。
- ・一方、焼却しない場合、CO₂は固定化されており、CO₂排出量削減にはマテリアルサイクルの方が貢献度が大きい。

<主な論点>

- 建設発生木材のマテリアルリサイクルを進める上での課題と解決策を検討する際の留意点。

1.5 建設リサイクルの「質」の向上に向けた動き

【第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会(2024.3.28)での議論】

2. 循環経済の実現に向けた検討の方向性

資料：「第16回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料3」より加工

- 水平リサイクルや有効利用など循環経済の実現に寄与する取組を「質の高いリサイクル」とする場合、各資材において、どのような取組を進めたら良いか。
- また、水平リサイクルを進める上での課題や解決策の検討する上で留意点は何か。

④建設汚泥

- ・現場搬入される土の利用量約6,525万m³のうち、建設汚泥処理土の利用量は約52万m³と1%未満(H30)。
- ・他方、建設汚泥の建設汚泥処理土への再資源化量は約402万t(約200～300万m³)と大きく乖離しており、利用拡大が課題。

<主な論点>

- 建設汚泥の現場内利用や「自ら利用」を促進する際の課題と解決策を検討する際の留意点。

⑤建設発生土

- ・約5,873m³を最終処分している一方、新材を約2,506m³購入(H30)。
- ・新材利用を減らし、建設発生土やそれらの土質改良土等を有効活用し、土の有効活用を促進することが、不適切な土の利用を防ぐ観点からも課題。

<主な論点>

- 建設発生土の有効利用・適正利用等を促進する際の課題と解決策を検討する際の留意点。

⑥プラスチック

- ・建設工事におけるプラスチックの排出量※は約73.3万t(H30)とH24比約37%増えており、今後も増加見込み。 ※建設混合廃棄物として排出される量も含む。
- ・建設混合廃棄物からの分別率も約51%(H24)から約71%(H30)に改善している一方、再資源化・縮減率は約71.2%と再資源化促進の取組が必要。

<主な論点>

- 廃プラの現場内分別、再資源化を進める上での課題と解決策を検討する際の留意点。

⑦石膏ボード

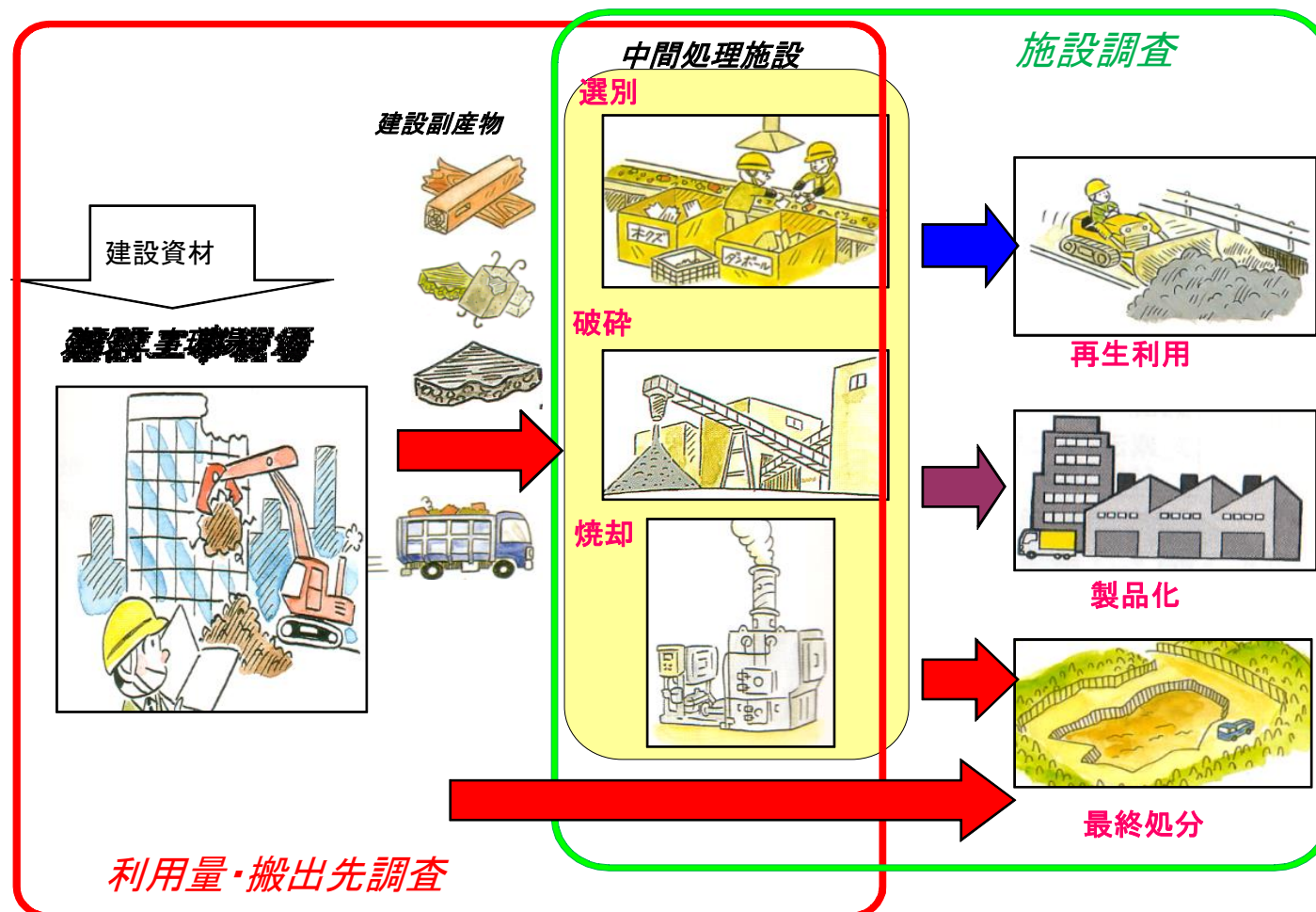
- ・石膏ボードは再資源化率が約72%にとどまっており、現時点では特定建設資材への指定がなされていない。
- ・再資源化される石膏ボードの約4割が石膏ボード原料となるが、石膏ボード全体に占めるリサイクル品は1割。一方、残りの約6割はセメント原料や土壌固化材等に。

<主な論点>

- 石膏ボードの現場内分別、再資源化や利用先の拡大を進める上での課題と解決策を検討する際の留意点。

2. 令和6年度建設副産物実態調査

- 全国の建設工事や再資源化施設等を対象に、建設副産物の発生量、再資源化状況及び最終処分量等の動向を把握する調査。
- 結果は、**建設リサイクル施策の立案及び進捗評価等に活用。**



【利用量・搬出先調査】

- ①建設資材利用量
 - ②再生資材の利用状況・供給元
 - ③建設副産物の発生量、現場内利用・減量化状況、場外搬出状況
- 等

【施設調査】

- ①中間処理施設等の数、処理能力
 - ②最終処分場の数、残余容量
 - ③施設での再資源化・減量化・最終処分量
- 等

2. 令和6年度建設副産物実態調査

調査概要(前回H30調査からの変更点)

<前回からの変更点>

- ・ 利用量・搬出先調査⇒ストックヤード運営事業者登録制度の登録ストックヤード活用状況
- ・ 施設調査で廃プラスチックを調査対象に追加する等の変更。

| 調査種類 | | 調査対象(変更事項) | H30調査からの変更 |
|---------------|--------|--|---|
| 利用量・ 搬出先調査 | 公共工事 | 請負金額100万円以上の工事 | 変更なし |
| | 民間公益工事 | 請負金額100万円以上の工事 | 変更なし |
| | 民間工事 | ① 調査対象年度に完成した「資源有効利用促進法」に定めた一定規模以上の工事 ② 調査対象年9月に完成した請負金額100万円以上の工事 | 変更なし |
| 施設調査 | | ① 建設発生土利用促進施設 (ストックヤード、土質改良プラント、受入地) ② 建設廃棄物の中間処理施設及び最終処分場 (建設混合廃棄物、がれき類、木くず、廃塩ビ管・継手、 廃プラスチック 、廃石膏ボード、建設汚泥、安定型・管理型最終処分場) | 廃プラスチック処理施設の追加(建設工事から発生する廃プラスチックの処理状況を把握し、リサイクルを推進するため) |

前回(H30年度)調査からの主な変更点

■利用量・搬出先調査

- ・ 建設発生土のストックヤード運営事業者登録制度による、登録ストックヤードの活用状況を把握
- ・ コンクリート等の供給元を把握するための項目を追加

■施設調査

- ・ 廃プラスチックの中間処理施設を調査対象に追加
- ・ 再生材の出荷量とストック量を把握するための項目を追加

■その他

- ・ 紙帳票を廃止

2. 令和6年度建設副産物実態調査

調査概要(調査区分)

- 利用量・搬出先調査は、公共工事、民間公益工事、民間工事を対象に調査を実施。
- 施設調査は、建設発生土利用促進施設、廃棄物の再資源化施設、最終処分場に調査を実施。

「利用量・搬出先調査」

| 区分 | | 調査対象工事 |
|--------------------------------------|---------------------|---|
| 公共工事 | 国土交通省直轄 | 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事 |
| | 農林水産省直轄 その他の国の機関 | 地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事 |
| | 特殊法人等 | 国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事 |
| | 都道府県・政令市 | 都道府県及びその外郭団体の発注工事 |
| | 市区町村 (政令市除く) | 東京23区、政令市以外の市町村及び その外郭団体の発注工事 |
| 民間公益工事 (電力、ガス、電気通信、J R、大手私鉄各社) | | 各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、JR、大手私鉄 各社の発注工事 |
| 民間工事 (民間公益工事除く) | | 日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイ フォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設 業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全 国解体工事業団体連合会加盟の都府県解体業協会、全国 工務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間 公益工事以外の民間工事(個人発注も含む) |

「施設調査」

| 調査対象施設 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土利用促進施設 ・建設廃棄物の中間処理施設 ・建設廃棄物の最終処分場 |

* 資源有効利用促進法に定められた
一定規模以上の工事

| 再生資源利用計画書(実施書) |
|--|
| 次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する建設工事 |
| 1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・・・500 m ³ 以上 |
| 2. 砕石・・・・・・・・・・・・・・・・500 t以上 |
| 3. 加熱アスファルト混合物・・・200 t以上 |

| 再生資源利用促進計画書(実施書) |
|--|
| 次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 |
| 1. 土砂・・・・・・・・・・・・・・・・500 m ³ 以上 |
| 2. コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 |
| }合計200t以上 |

2. 令和6年度建設副産物実態調査

調査概要(調査対象品目)

- 利用量・搬出先調査の調査対象品目は、搬入する建設資材5品目、搬出される建設副産物14品目。
- 施設調査は、排出される建設副産物のうち、コンクリート塊、建設汚泥等10品目を対象。

調査対象品目

建設資材【搬入】

- ◆土砂
 - 山砂、山土などの新材
 - 土質改良土
 - 建設発生土
 - 浚渫土
 - 建設汚泥処理土
 - 再生コンクリート砂
- ◆コンクリート
 - 生コンクリート
 - コンクリート二次製品
- ◆木材
- ◆アスファルト混合物
- ◆碎石
 - 鉱さい
 - クラッシュラン
 - ぐり石、割ぐり石、自然石
 - その他の碎石

建設副産物【搬出】

- ◆コンクリート塊
 - ◆アスファルト・コンクリート塊
 - ◆建設発生木材A(木製資材が廃棄物となったもの)
 - ◆建設発生木材B(伐木材、伐根材等が廃棄物となったもの)
 - ◆建設汚泥
 - ◆金属くず
 - ◆紙くず
 - ◆廃プラスチック類(廃塩化ビニル管・継手除く)
 - ◆廃塩化ビニル管・継手
 - ◆廃石膏ボード
 - ◆その他分別された廃棄物
 - ◆建設混合廃棄物
 - ◆建設発生土
 - ◆浚渫土
- * 下線: 施設調査での対象品目(10品目)

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査対象工事】

| 区分 | | 調査対象工事 | 記入者 | 対象工事規模 |
|--------------------------------------|---------------------|---|--------|--|
| 公共工事 | 国土交通省直轄 | 地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注工事 | 元請業者※1 | 令和6年度(通年)に完成した 請負金額100万円以上 の工事全て |
| | 農林水産省直轄 その他の国の機関 | 地方農政局の発注工事 文部科学省、防衛省の発注工事 | 元請業者※1 | |
| | 特殊法人等 | 国土交通省、農林水産省所管の特殊法人等の発注工事 | 元請業者※1 | |
| | 都道府県・政令市 | 都道府県及びその外郭団体の発注工事 | 元請業者※1 | |
| | 市区町村 (政令市除く) | 東京23区、政令市以外の市町村及び その外郭団体の発注工事 | 元請業者※1 | |
| 民間公益工事 (電力、ガス、電気通信、JR、 大手私鉄各社) | | 各地方の電力、ガス会社、電気通信系会社、JR、大手私鉄各社の発注工事 | 元請業者※1 | 令和6年度(通年)に完成した 請負金額100万円以上 の工事全て |
| 民間工事 (民間公益工事除く) | | 日本建設業連合会、プレハブ建築協会、日本ツーバイフォー建築協会、日本木造住宅産業協会、日本道路建設業協会、全国建設業協会加盟の都道府県建設業協会、全国解体工事業団体連合会加盟の都府県解体業協会、全国工務店協会 上記の協会の加盟会社が元請する工事のうち、上記民間公益工事以外の民間工事(個人発注も含む) | 元請業者※1 | ①令和6年度(通年)に完成した「 資源有効利用促進法 」に定められた 一定規模以上 の工事 ②令和6年9月に完成した 請負金額100万円以上 の工事 |

※1 JV工事は代表会社(親)が作成

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査対象工事（規模）】

★「請負金額100万円以上」の工事とは・・・

『建設資材の搬入、建設副産物の搬出の有無に係わらず、請負金額100万円(税込)以上の全ての工事』
 ⇒建設資材の搬入、建設副産物の搬出がない工事は、工事概要のみ記入してください。

★「資源有効利用促進法」一定規模以上の工事とは・・・

| 再生資源利用計画書(実施書) | 再生資源利用促進計画書(実施書) |
|--|--|
| 次のいずれか1つでも満たす建設資材を搬入する工事 | 次のいずれか1つでも満たす指定副産物を搬出する建設工事 |
| 1. 土砂・・・・・・・・・・・・ 500m ³ 以上 | 1. 土砂・・・・・・・・・・・・ 500m ³ 以上 |
| 2. 碎石・・・・・・・・・・・・ 500t以上 | 2. コンクリート塊、 |
| 3. 加熱アスファルト混合物・・・ 200t以上 | アスファルト・コンクリート塊 |
| | 建設発生木材 |
| | 合計 |
| | 200t以上 |

※建設資材(コンクリート、木材)及び建設廃棄物(建設汚泥、金属くず、紙くず、廃プラスチック類、廃塩化ビニル管・継手、廃石膏ボード、その他の分別された廃棄物、建設混合廃棄物)は、資源有効利用促進法で定められている品目ではありませんが、調査対象となる工事の中でこれらの品目が利用又は発生する場合には、あわせてご回答ください。

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査資料入手方法】

- 「令和6年度建設副産物実態調査」に関する資料は、国土交通省ホームページより入手してください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm

- 「令和6年度建設副産物実態調査体系」で検索！

令和6年度建設副産物実態調査体系



令和6(2024)年度建設副産物実態調査の実施について

国土交通省では、関係各位の御協力を得て、全国の建設工事から発生する建設副産物の再利用状況等に関する「建設副産物実態調査」を概ね5年周期で実施しています。これらの調査結果は、建設副産物対策を総合的に推進することを目的に、「建設リサイクル法」や「建設リサイクル推進計画2020」などの諸施策の策定及びその進捗状況の把握等に役立てています。

令和6(2024)年度は、建設リサイクル推進計画2020の目標達成状況を把握するため、令和6(2024)年度副産物実態調査(R6実態調査)を実施します。

○令和6(2024)年度建設副産物実態調査の概要

R6実態調査は、①利用量・搬出先調査、②再生処理施設の稼働実態調査(施設調査)の2つの実態調査から構成されています。

①利用量・搬出先調査

【目的】

建設工事の建設資材利用量及び再生資材の利用割合・供給元状況等、建設副産物の発生量・場外搬出量及び搬出先状況等を把握することを目的とします。

【調査対象】

調査対象は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間)に完成した建設工事を対象に実施。

<公共・民間公益工事>

令和6年度に完成した請負金額100万円以上の全ての工事。

<民間工事>

①「資源有効利用促進法」に定められた一定規模以上に該当する工事(連年分)。

②令和6年9月に完成した請負金額100万円以上の全ての工事。

【調査票の配付・回収】

<公共・民間公益工事>

各工事の発注担当者より、受注業者に連絡がありますので、指示された方法により調査票記入後、発注担当者に提出。

<民間工事>

各地方連絡協議会事務局等から各業団体加盟会社の本社へ資料を配付しますので、本社から支社(現場)へ連絡、本社でとりまとめた後、本社が所在する都道府県を管轄する提出先へメール等で提出。

【調査票の作成システム】

下記のいずれかにより作成。

※書式から「建設副産物情報交換システム」や「建設リサイクル報告書」を用いて工事完了後に再生資源利用(促進)実施書を作成している場合は、債務負担工事の場合を除き、改めて実態調査用に作成いただく必要はありません。

「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」

<https://www.recycle.acic.or.jp/>

「建設リサイクル報告書」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm/

「R6実態調査センサス入力シート」

■ 土木工事用(Excel 1.43MB)

■ 建設工事用(Excel 1.41MB)

■ 解体工事用(Excel 1.43MB)

■ 記入例(土木、建築、解体)(PDF 2.34MB)

【利用量・搬出先調査エラーチェックツール】

「建設リサイクル報告書」または「R6実態調査入力シート(土木、建築、解体)」で作成したエクセルファイルを検出する前に下記チェックツールを使用し、エラーの確認及び修正をお願いします。

利用量・搬出先調査エラーチェックツール (準備中)

利用量・搬出先調査エラーチェックツール利用方法・エラー解説書 (準備中)

【提出期限】

<公共・民間公益工事>

令和7年6月30日(月) ※各発注機関から連絡協議会事務局への提出期限

<民間工事①>

令和7年6月30日(月) ※各社本社から連絡協議会事務局への提出期限

<民間工事②>

令和6年11月29日(金) ※各社本社から連絡協議会事務局への提出期限

利用量・搬出先

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査資料入手方法】

- 調査依頼は、依頼文書のみでの配布となります
 - 調査票は、国土交通省HPに掲載しておりますので、各社でダウンロードして作成をお願いします。
- ※既に「COBRIS」へ入力、あるいは「建設リサイクル報告様式(Excel)」で作成した場合は、改めての調査票の作成は不要。

【利用量・搬出先調査エラーチェックツール】
「建設リサイクル報告様式」または「R6実態調査入力シート(土木、建築、解体)」で作成したエクセルファイルを提出する前に下記チェックツールを使用し、エラーの確認及び修正をお願いします。

利用量・搬出先調査エラーチェックツール (準備中)
利用量・搬出先調査エラーチェックツール利用方法・エラー解説書 (準備中)

【提出期限】

<公共・民間公益工事>
令和7年6月30日(月) ※各発注機関から連絡協議会事務局への提出期限

<民間工事①>
令和7年6月30日(月) ※各社本社から連絡協議会事務局への提出期限

<民間工事②>
令和6年11月29日(金) ※各社本社から連絡協議会事務局への提出期限

利用量・搬出先



②再生処理施設の稼働実態調査(施設調査)

【目的】
令和6年度の建設副産物の中間処理施設、最終処分場等の立地状況・処理能力等を調査するとともに、建設副産物の再資源化施設からの流れについて調査することを目的とします。

【調査対象】
建設副産物を取り扱う中間処理施設、最終処分場等

【調査票の配布・回収】
各地方連絡協議会事務局から各施設業者へ資料を配付しますので、下記の電子版調査票で入力後、所在地の都道府県を管轄する提出先へメール等で提出。

【調査票の作成システム】
下記エクセルにより作成。

 R6施設調査票 (Excel 196KB)
 施設調査票記入例 (PDF 161KB)

【施設調査エラーチェックツール】
「R6施設調査票」で作成したエクセルファイルを提出する前に下記チェックツールを使用し、エラーの確認及び修正をお願いします。

施設調査エラーチェックツール (準備中)
施設調査エラーチェックツール利用方法 (準備中)

【提出期限】
令和7年6月30日(月)

施設

※R6実態調査に関する詳細については、以下の各種要領等をご参照ください。

<各種要領等>

| | |
|---|---------------------------|
|  | 調査要領 (PDF 1.66MB) |
|  | 利用量・搬出先調査記入要領 (PDF 540MB) |
|  | 施設調査記入要領 (PDF 200KB) |
|  | Q&A (PDF 194MB) |


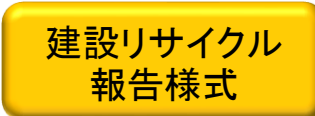
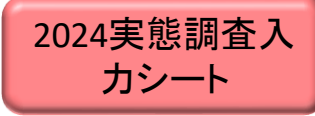
調査要領
記入要領
Q&A

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査回答方法】

- 「利用量・搬出先調査」の回答方法は、3つの方法があります。いずれか1つの方法でご回答ください。
- 既に「COBRIS」へ入力、あるいは「建設リサイクル報告様式(Excel)」で作成した場合は、改めて「2024実態調査入力シート」を作成・提出する必要はありません。

| 回答方法 | 提出方法 | 概要等 | 入手方法 |
|---|----------------------------------|---|------|
|  COBRIS | 提出省略 JACICサーバーに保存されるため | 関係者(発注者、元請業者、処理業者)の情報交換により建設副産物の需給バランス確保、適正処理推進、リサイクル向上、および資源有効利用促進法、建設リサイクル法、建設副産物実態調査の各種書類が作成できるWebオンラインシステム。 | P.31 |
|  建設リサイクル 報告様式 | 「Excelファイル」 を提出 | 資源有効利用促進法(現場掲示)、建設副産物実態調査の書類が作成できるエクセルファイル(無料)。 | P.32 |
|  2024実態調査入 力シート | 「Excelファイル」 を提出 | 建設副産物実態調査票が作成できるエクセルファイル(無料)。 | P.33 |

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査回答方法】

- 公共工事などでCOBRISをご契約の場合、COBRISで回答ください。https://www.recycle.jacic.or.jp/

COBRIS



建設副産物情報センター JACIC 一般財団法人 日本建設情報総合センター

HOME 副産物システム IN 発生土システム IN ユーザー情報変更・申込 よくある質問FAQ

サイト内検索 Google 提供

2024/6/12 **副** **+** 「コブリス・プラス」のホームページを公開しました
NEW

2024/5/8 **副** **+** 副産物・発生土システムを全面的にリニューアル
～「コブリス・プラス」として2025年5月にサービス開始予定～

2024/4/3 **副** 資源有効利用促進法の改正に伴う改良について

2024/1/15 **副** **+** 【重要】令和6年度能登半島地震の被災地に対するJACICによる支援について

2023/12/20 **副** **+** プライバシーポリシーを策定しました。

2023/11/14 **副** **+** 利用規約を改定しました。2024年度からのご利用については、新しい利用規約が適用されます。

お問い合わせいただく前に
「よくある質問FAQ」、「操作マニュアル」、
「コブリス基本操作紹介動画」をご覧ください。

なお、電話が混雑し、
お待たせすることが想定されます。
以下のお問い合わせフォームもご活用ください。
電話番号の入力間違いにお気をつけください。

お問い合わせフォーム

～コブリス基本操作紹介動画～

再生資源利用（促進）計画書（実施書）とは
発注機関からコブリスを使って

「再生資源利用（促進）計画書（実施書）」を

お知らせ メンテナンス情報

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査回答方法】

●公共工事などで「建設リサイクル報告様式」をご利用の場合、「建設リサイクル報告様式」で回答ください。

<https://www.recycle.jacic.or.jp/>

建設リサイクル報告様式



国土交通省

ホーム | 国土交通省について | 報道・広報 | 政策・法令・予算 | オープンデータ | お問い合わせ・申請

リサイクル

> 一般の方へ > 業者の方へ > 行政関係者の方へ > その他 > 関連リンク

ホーム > 政策・仕事 > 総合政策 > リサイクル > 建設リサイクル推進施策 情報交換システム > 建設リサイクル報告様式

建設リサイクル推進施策検討委員会

建設汚泥対策
ガイドラインなどの通知はこちら

建設副産物実態調査

再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場揭示対応版

- 再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場揭示対応版v.1.1 (EXCEL 1.40MB)
- 記入内容チェックツール(令和対応版)v2.5 (EXCEL(マクロ) 524KB)
- 記入内容チェックツール利用方法・エラー解説書 (PDF 898KB)
- 記入例 (PDF 444KB)

本様式は再生資源利用[促進]計画書・実施書及び計画書の現場揭示様式を作成するためのEXCEL様式です。マクロは使用していません。
 ・公共工事の場合、再生資源利用[促進]計画書・実施書及び計画書の現場揭示様式は発注者が指定する方法により作成し提出してください。
 ・建設副産物情報センターが提供する建設副産物情報交換システム(COBRIS)はこちらです。
 ・お使いのパソコン環境(OSやExcelのバージョン)によっては、印刷範囲の調整が必要な場合があります。
 ・集計の関係上、様式の編集ができないようにブックとシートをパスワードで保護しています。解凍はできません。
 【再生資源利用[促進]計画書の現場揭示様式について】
 ・再生資源利用[促進]計画書の現場揭示様式用シートを追加しました。
 ・記載内容はシート1枚目から5枚目の記載内容が自動転記されます。

○記入内容チェックツールについて
 ・記入内容チェックツールは建設リサイクル報告様式で作成した再生資源利用実施書、再生資源利用[促進]実施書の記入内容をチェックするためのツールです。
 ・再生資源利用計画書、再生資源利用[促進]計画書のチェック機能はありません。
 ・利用方法や各エラーに関する詳細は「記入内容チェックツール利用方法・エラー解説書」をご確認ください。
 【公共工事等の受注者の皆様へ】
 ・工事完了後、このツールを使用し、エラーが表示された場合は、エラー解説書に基づき、建設リサイクル報告様式(実施書)の記入内容を確認・修正した上でエクセルファイルを発注者に提出してください。

<再生資源利用[促進]計画様式(建設リサイクル報告様式兼用)現場揭示対応版、記入内容チェックツールについてのお問い合わせ先>
 国土交通省 総合政策局 公共事業企画課環境課 建設副産物・施工環境係

クリックし、ダウンロード
してください

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【調査回答方法】

- 公共工事などで「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」や「建設リサイクル報告様式」をご利用でない場合、「2024 実態調査入力シート」で回答ください。

令和6年度建設副産物実態調査体系



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d02status/d0201/page_020102researchbody.htm

①利用量・搬出先調査

【目的】

建設工事の建設資材利用量及び再生資材の利用割合・供給元状況等、建設副産物の発生量・場外搬出量及び搬出先状況等を把握することを目的とします。

【調査対象】

調査対象は、令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間)に完成した建設工事を対象に実施。

<公共・民間公益工事>

令和6年度に完成した請負金額100万円以上の全ての工事。

<民間工事>

①「資源有効利用促進法」に定められた一定規模以上に該当する工事(通年分)。

②令和6年9月に完成した請負金額100万円以上の全ての工事。

【調査票の配付・回収】

<公共・民間公益工事>

各工事の発注担当者より、受注業者に連絡がありますので、指示された方法により調査票記入後、発注担当者に提出。

<民間工事>

各地方連絡協議会事務局等から各業団体加盟会社の本社へ資料を配付しますので、本社から支社(現場)へ連絡、本社でとりまとめた後、

【調査票の作成システム】

下記のいずれかにより作成。

※普段から「建設副産物情報交換システム」や「建設リサイクル報告様式」を用いて工事完了後に再生資源利用(促進)実施書を作成

「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」

<https://www.recycle.laic.or.jp/>

「建設リサイクル報告様式」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.html/

「R6実態調査センサス入力シート」

土木工事用(Excel 1.43MB)

建築工事用(Excel 1.41MB)

解体工事用(Excel 1.43MB)

※ 記入例(土木・建築・解体)(PDF 2.04MB)

【利用量・搬出先調査エラーチェックツール】

「建設リサイクル報告様式」または「R6実態調査入力シート(土木、建築、解体)」で作成したエクセルファイルを提出する前に下記チェックツ

利用量・搬出先調査エラーチェックツール (準備中)

利用量・搬出先調査エラーチェックツール利用方法・エラー解説書 (準備中)

【提出期限】

<公共・民間公益工事>

令和7年6月30日(月) ※各発注機関から連絡協議会事務局への提出期限

<民間工事①>

令和7年6月30日(月) ※各社本社から連絡協議会事務局への提出期限

<民間工事②>

令和6年11月29日(金) ※各社本社から連絡協議会事務局への提出期限

土木工事用、建築工事用、解体工事用にわかれています。当該工事をクリックしてダウンロードしてください。

※解体工事と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、解体分は「解体工事用」に、新築分は「建築工事用」に調査票を分けて記入してください。

2. 令和6年度建設副産物実態調査

『利用量・搬出先調査』について

【提出先】 ※最新情報は、国土交通省HP等でご確認ください。

| 地方連絡協議会 | 電子メール | 住所 | 管内都道府県 |
|--------------------------|-------------------------------|--|--|
| 北海道地方建設副産物 対策連絡協議会 | hkd-ky-fukusan@ki.mlit.go.jp | 〒060-8511 北海道札幌市北区北八条西2丁目 札幌第1合同庁舎 | 北海道 |
| 東北地方建設副産物 対策連絡協議会 | thr-recycle@ki.mlit.go.jp | 〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 | 青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県 |
| 関東地方建設副産物 再利用方策等連絡協議会 | ktr-recycle@gxb.mlit.go.jp | 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 | 茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・山梨県・長野県 |
| 北陸地方建設副産物 対策連絡協議会 | fukusan@hrr.mlit.go.jp | 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 | 新潟県・富山県・石川県 |
| 中部地方建設副産物 対策連絡協議会 | cbr-recycle@mlit.go.jp | 〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 | 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県 |
| 建設副産物対策 近畿地方連絡協議会 | kkrr-recycle@mlit.go.jp | 〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 | 福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県 |
| 中国地方建設副産物 対策連絡委員会 | recycle@cgr.mlit.go.jp | 〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 | 鳥取県・島根県 岡山県・広島県・山口県 |
| 建設副産物対策 四国地方連絡協議会 | recycle-s8830@mlit.go.jp | 〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館 | 徳島県・香川県 愛媛県・高知県 |
| 九州地方建設副産物 対策連絡協議会 | 準備中(後日掲載予定) | 〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 | 福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県 |
| 沖縄地方建設副産物 対策連絡協議会 | ml-okirecycle@dx.n-koei.co.jp | 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 | 沖縄県 |

※民間工事：元請業者の本社がある都道府県を管轄する地方建設副産物対策連絡協議会

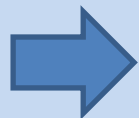
『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(1)『建設発生土の官民有効利用マッチング』とは

➤ 公共工事と民間工事の間で、建設発生土の有効利用を行います。

●公共工事が民間工事の建設発生土を利用

民間工事の建設発生土

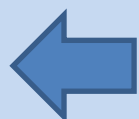


公共工事の盛土材



●公共工事が民間工事へ土砂を供給

民間工事の埋戻し用材



公共工事の建設発生土

官民マッチング
のメリット

●土砂の処分、
調達に要する
費用の削減

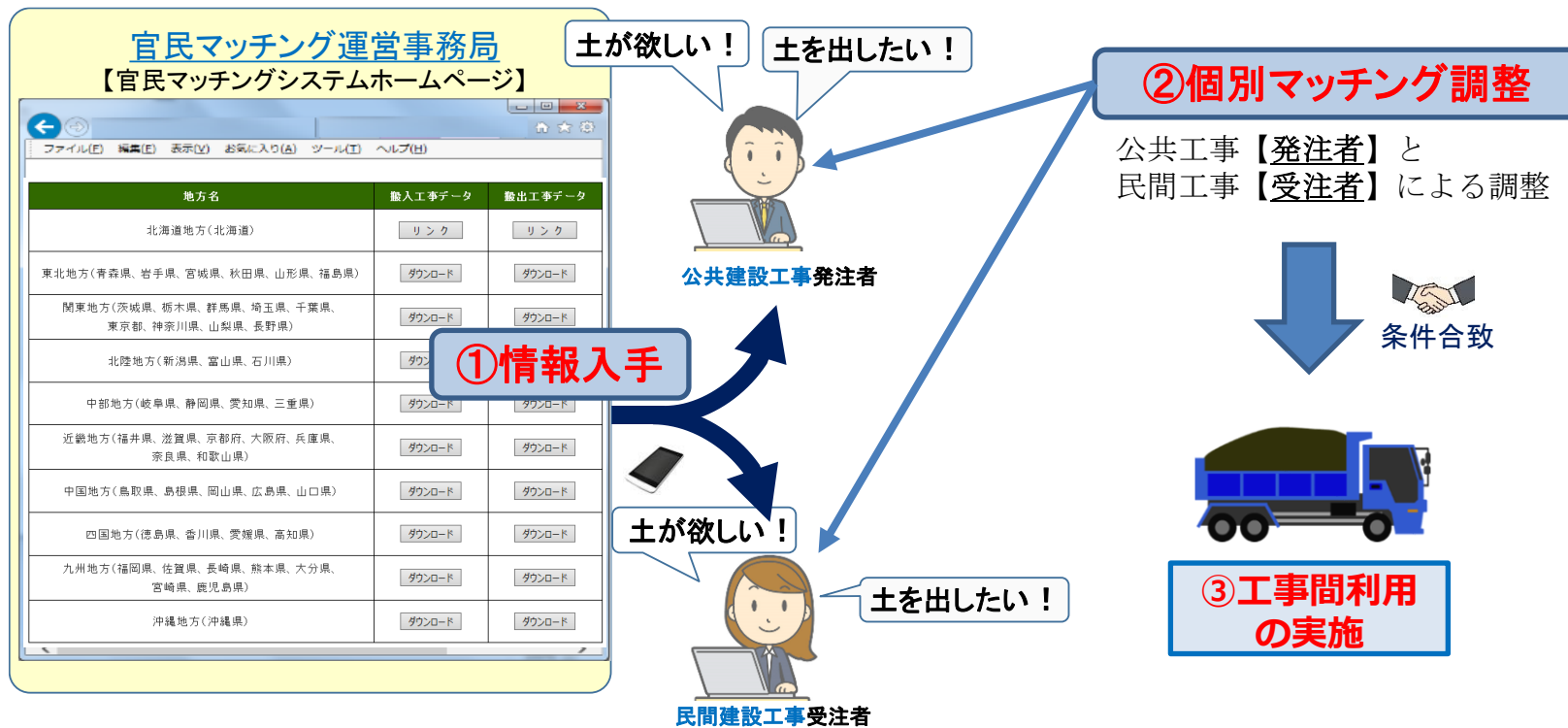
●公共工事との
土砂の適正利
用による企業
イメージ向上

など

『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(2)「官民マッチング」の実施フロー

- 「建設発生土の官民有効利用マッチング」は、次の手順で実施します。
 - ① 専用のホームページより工事間利用の **相手候補となる工事の情報**を入手
 - ② 関係者間で建設発生土の **工事間利用について連絡、調整**
 - ③ 建設発生土の **工事間利用の実施**



『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(3) 官民マッチングシステムの利用について①

【①利用者登録】

- 「官民マッチングシステム」の利用については、事前に参加登録を行うことが必要です。
- 民間工事の参加登録においては、次のいずれかに適合していることが必要となります。(登録基準への適合)

①公共工事入札資格保有者

- 国及び地方公共団体の工事入札参加資格保有者

②工事発注者

- 関係法令による開発許可の取得、建築確認申請の取得などが必要

③工事受注者

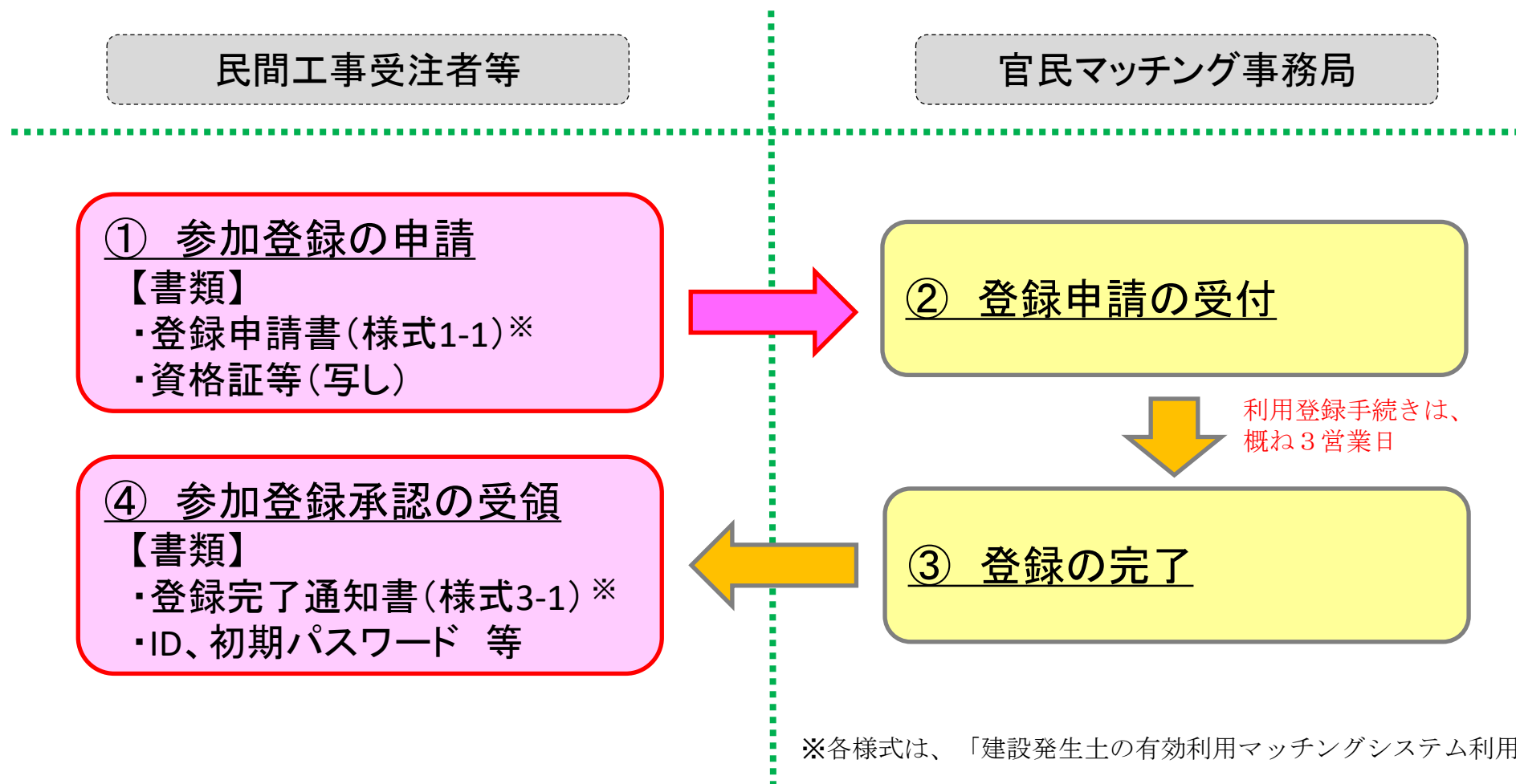
- 建設業許可業者で、官民マッチングの対象工事契約済みの者に限る

※②、③については、該当する対象工事ごとに登録審査を受けることが必要

『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(3) 官民マッチングシステムの利用について②

参加登録の流れ(民間工事)



『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(3) 官民マッチングシステムの利用について③

【②土量登録・土量情報の入手】

- 自工事の土量情報(土量、土質、搬出入別 など)を登録したうえで、公共工事の情報入手を行います。
- 情報登録の対象となる民間工事の条件は、次の通りです。

①工事規模

- 工事の規模(土量規模)には制限なし

②仮置き場を経由する工事

- 建設発生土の適正管理が可能な体制(次の事項を満足)が必要
 - 工事発注者又は受注者自ら仮置き場を管理
 - 仮置き場に搬出入された土量を管理
 - 建設発生土を搬出現場ごとに堆積し、他現場の発生土と混ざらないよう管理

③建設発生土の搬入管理

- 受け入れた建設発生土は当該工事の施工のみに使用(民間工事のみ)
- 建設発生土の受入れ料金は無料を基本

『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(3) 官民マッチングシステムの利用について④

土量登録・土量情報の入手(民間工事)

民間工事受注者等

官民マッチング事務局

① 新規土量情報の提出

【書類】

- ・民間工事土量情報提出表
(様式4)※

簡易な形式(エクセルファイル)による土量情報の提出

⑤ 公開データのダウンロード

【書類】

- ・ダウンロードファイル(様式8)※

土工期・土質が適合する公共工事
と個別に利用調整

② 土量情報の受領・確認

③ 公開用土量情報の準備

④ 土量情報の公開
(ホームページに掲載)

※各様式は、「建設発生土の有効利用マッチングシステム利用手引」に基づく、各種様式

『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(3) 官民マッチングシステムの利用について⑤

- 民間工事の土量登録の提出情報(様式4)は、下表の通りです。
- エクセル様式で、事務局に次の情報の登録を行います。

①事業者情報、工事情報

- 事業者名(建設会社名)、工事名、施工場所(市町村)、担当者名、連絡先 等

②土量情報、土質情報

- 搬出入区分、土工期、土量、土質 等

③その他

- 仮置き場の有無、土壌分析調査の有無、利用調整期限 等

【民間工事の土量登録情報の提出様式(様式4)】

| マッチング番号 | 業者コード | 機関名称 | 施工場所住所コード | 施工場所 | 土量状況 | 搬出入区分 | 土量情報ランク | 土工期(年月) | | 土質区分 | 土量(m3) | 電話番号 |
|----------|-------|----------|-----------|--------|------|-------|--------------|----------|----------|----------|--------|--------------|
| | | | | | | | | 開始 | 終了 | | | |
| 00100301 | 001 | 〇〇建設株式会社 | 13102 | 東京都中央区 | 新規 | 搬出 | 工事発注が済んだ時の情報 | 2018年08月 | 2018年10月 | 第2種建設発生土 | 1,600 | 03-XXXX-XXXX |
| 00100302 | 001 | 〇〇建設株式会社 | 13102 | 東京都中央区 | 新規 | 搬入 | 工事発注が済んだ時の情報 | 2018年11月 | 2018年12月 | 第2種建設発生土 | 1,600 | 03-XXXX-XXXX |

| 電話番号 | 部課係名 | 役職名 | 担当者名 | E-mailアドレス | 工事名称 | 仮置き場有無 | 土量情報最終更新日時 | 土質情報 | 土壌分析調査有無 |
|--------------|------|-----|-------|-------------------|--------------|--------|------------|-------|----------|
| 03-XXXX-XXXX | 土木部 | 課長 | 発生土太郎 | xxxxx01@xxx.co.jp | 平成30年度〇〇掘削工事 | 未定 | ##### | 関東ローム | 調査中 |
| 03-XXXX-XXXX | 土木部 | 課長 | 発生土太郎 | xxxxx01@xxx.co.jp | 平成30年度〇〇造成工事 | 未定 | ##### | | |

| 土壌分析調査有無 | 搬入(利用)用途 | 利用調整(年月日) | | 特記事項 | 添付PDF |
|----------|------------|-----------|-------|------|--------|
| | | 申込期限 | 終了期限 | | |
| 調査中 | | ##### | ##### | | 発生元証明書 |
| | 土地造成(宅地造成) | ##### | ##### | | |

『建設発生土の官民有効利用マッチング』について

(4) 官民マッチングシステムの実現に向けて

- 官民マッチングの実現に向けては、次の手順による個別のマッチング調整が必要となります。

【手順①】相手候補工事への意向確認

- 官民マッチングを行いたい旨を相手候補工事へ連絡

*「民間工事から公共工事へ」or「公共工事から民間工事へ」

【手順②】工事間利用の協議の実施

- 搬出条件の整理、搬入条件の整理

○【搬出条件】: 搬出時期、搬出土量、土質試験結果 等

○【搬入条件】: 受入時期、受入土量、土質条件、試験項目(溶出試験、含有試験、ダイオキシン類の試験、物理試験など)、試験頻度、
運搬条件(運搬経路、1日あたりの受入台数など) 等

- 搬出工事、搬入工事間での協議の実施

○搬入条件への対応の可否(搬出工事側)

○必要に応じて、『搬出条件』『搬入条件』の見直しの実施

【手順③】協定書締結・工事間利用の実施

- 【手順②】により合意が得られた場合、工事間利用量、搬入条件等を明記した協定書を締結

- 協定書に基づいた工事間利用の実施

ご静聴ありがとうございました

ご質問等は 

matsuhashi-h@actec.or.jp